

I. 排出ガス試験及び騒音試験等の依頼等手続きについて

排出ガス試験及び騒音試験等（以下「試験」という。）の依頼手続きは、この案内により実施します。
加速走行騒音試験の詳細については、「加速走行騒音試験の注意事項」もご確認ください。

第1 試験依頼手続き

1. 試験依頼の受付は、東京検査所及び大阪検査所で行います。（郵送でも取り扱います。）

受付時間は、月曜日～金曜日（祝祭日を除く）の9時～12時・13時～17時です。

2. 試験依頼の受付時に必要な書類（書類が揃っていない場合、受付は出来ません。）

(1) 試験依頼書：別記各様式（依頼項目により異なる。必要事項を記入、押印し提出）

※受付印を押印した試験依頼書の写しを試験依頼書の控として返戻します。

(2) 試験車両の諸元表（依頼項目により異なる。試験依頼書と同紙の場合あり）

(3) 試験依頼車両の証明書 ○並行輸入車の場合：「自動車通関証明書」〈原本〉
(提示：確認後返戻します。)

○新型車による改造車等の場合：「完成検査証明」の複写(提出)

○使用過程車による改造車等の場合：「自動車検査証」の複写(提出)

(4) その他試験に必要な資料を提出いただく場合があります。

主なその他必要書類

○試験車両の車両重量が不明な場合：「試験車両の重量証明書」

○エンジン始動方法が複雑な場合：「試験車両のエンジン始動要領」

○熱害試験時の場合：「試験車両のクーションラベル」

○重量車を試験する場合：「試験車両のエンジン性能曲線図」

○二輪自動車のWMT C試験の場合：「最高速度の証明書」

注1) 「車両諸元表」は、記入漏れ及び誤記の無いよう注意して下さい。

注2) 車両諸元表に記載する「車両重量」について

「車両重量」は、次の※「車両重量 (kg)」により測定した車両重量を記載する。

※ 「車両重量 (kg)」：道路運送車両の保安基準第1条第1項4号の規定による空車状態（原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し、及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。）の車両重量を「車両重量」といいます。

(参考) 試験車重量：排出ガス試験時に、空車状態の車両重量に人員が乗車した状態の合計重量で、次のとおりです。

・四輪自動車の場合：車両重量+2人 (55kg×2)

・重量車四輪貨物車の場合：車両重量+1人 (55kg) + (積載量の1/2)

・二輪自動車 (単車) の場合：車両重量+1人 (二輪車モード:55kg、WMT Cモード:75 kg)

・側車付二輪自動車の場合：車両重量+2人 (二輪車モード: 55kg×2、WMT Cモード: 75 kg)

〈受付・連絡先〉

一般財団法人 日本車両検査協会

○ 東京検査所 〒114-0003 東京都北区豊島7-26-28

TEL 03-3912-2361 FAX 03-3912-2208

○ 大阪検査所 〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町2-66-2

TEL 072-233-2001 FAX 072-233-2002

第2 試験実施予定日

試験実施予定日は、試験実施予定日の約10日前までに試験依頼者宛に連絡します。

第3 試験手数料等の納入

1. 試験手数料、試験結果成績表発行手数料及び消費税（以下「試験手数料等」という。）は、別途定める「手数料金表」の通りです。
2. 試験手数料等は、試験実施予定日の5日前までに、次に掲げる受験検査所の銀行口座に振り込んで下さい。

〈振込先〉

○東京検査所	①三井住友銀行	王子支店 普通預金口座0920672
	②三菱UFJ銀行	王子支店 普通預金口座4164278
	・口座名義	一般財団法人 日本車両検査協会 東京検査所
○大阪検査所	三菱UFJ銀行	堺支店 普通預金口座5608043
	・口座名義	一般財団法人 日本車両検査協会 大阪検査所

※ 銀行への振込手数料は、試験依頼者の負担でお願いします。

3. 試験手数料等の領収証は、銀行発行の振込受領書をもって領収証に替えさせていただきます。但し、特に領収書を必要とする方は、受付にお申し出下さい。
4. 発行依頼名義人と振り込み名義人が異なる場合は、必ず振り込み時に受付に連絡して下さい。

第4 試験時の立会

試験を実施する際には、出来るだけ試験依頼者等の立会をお願いします。なお、立会が出来ない場合は、「第13 試験車両の管理等」に従います。

第5 試験車両の使用燃料

別添「排出ガスの注意事項 2.」をご確認ください。

第6 再試験

排出ガス試験を行った結果、測定値が規制値を超過して不適合になった試験車両及び試験車両に起因する不具合等により排出ガス試験を継続することが不可能になった試験車両については、1回に限り再試験を受けることができます。

ただし、再試験を受けることができる期間は、不適合になった日から起算して3ヶ月以内とします。期限を過ぎると再試験の権利は消失します。但し、やむを得ない事由があるときは延長願書を提出の上、期間延長の手続きを行ってください。

騒音試験は、規制値を超過した場合は不合格となり再試験はありません。

第7 試験依頼書を提出した車両の変更の制限

1. 試験依頼書を提出した車両（以下「試験車両」という。）の変更はできません。ただし、試験車両が事故、故障その他やむを得ない事由により試験を受けることができなくなった場合には、下記※の条件を満たしており、かつ、試験の担当者が了承したものに限り、1回のみ変

更することができます。

なお、既に試験依頼書を提出している車両を、ただし書きの試験車両に代替したときは、代替前の試験車両に係る試験依頼は取消となります。

※ 代替しようとする車両の試験依頼者、輸入者及び車両諸元（車名・型式及び構造・装置）が、事故等により試験を中止する車両の試験依頼者、輸入者、車両諸元及び規制年度が同一であること。

2. 前項のただし書きによる変更をせざるを得ないときは、試験依頼者は「試験車両変更届出書」に変更の事由を明記し、試験実施予定日の2日前(2日前が休日の時はその前日)までに、受験検査所に提出して下さい。

なお、郵送・ファックス等により提出する場合には、「試験車両変更届出書」が試験実施予定日の2日前(2日前が休日の時はその前日)までに受験検査所に必着するよう手続きを行って下さい。

3. 前項により、試験車両を変更したときは、代替試験車両の自動車通関証明書（原本）を提示して下さい。

第8 試験実施予定日の延期

1. 試験実施予定日の延期はできません。

ただし、次の①又は②の事由がある場合に限り、次項に規定する「試験実施日延期届出書」による手続きを行い、受付において了承された後、1回のみ延期することができます。

- ① 試験実施予定の試験車両が事故又は故障により受験することができないとき
- ② 試験依頼者のやむを得ない事由により受験することができないとき

2. 前項のただし書きによる延期をせざるを得ない事由があるときは、試験依頼者は「試験実施日延期届出書」に延期の事由を明記し、試験実施予定日の2日前(2日前が休日の時はその前日)までに、受験検査所に提出して下さい。

なお、郵送・ファックス等により提出する場合には、「試験実施延期届出書」が試験実施予定日の2日前(2日前が休日の時はその前日)までに受験検査所に必着するよう手続きを行って下さい。

第9 試験を実施しない場合

次に掲げるいずれかの事項に該当しているときは、試験の実施をお断りすることとなりますので、試験実施前に十分確認して下さい。

- ① 試験手数料等が支払われていないとき（入金の確認が出来ないとき）
- ② 必要書類が提出又は提示されないとき
- ③ 車両諸元が不明のとき、又は車両諸元表の記載に不備があるとき、及び試験車両の諸元が車両諸元表に記載されている事項と相違しているとき
- ④ 試験場に持ち込まれた車両が試験予定の車両でないとき、及び第7第1項のただし書きの事由により変更しようとする車両が、同ただし書きの条件を満たしていないとき
- ⑤ 「排出ガス試験の注意事項」の点検整備等が行われていないとき、及び内容が不明の装置が装着されているとき
- ⑥ 当協会の係員が、試験を実施することが適切でないと判断したとき
- ⑦ 前各号のほか、正常に試験を実施することが困難であると認められるとき

第10 試験依頼の取消

1. 原則として、受付日より起算して3.5ヶ月を経過して未受験のときは、試験依頼を取消します。
2. 当協会に連絡をしないで試験実施予定日に排出ガス試験を受けなかったときは、試験依頼を取消します。
3. 試験依頼者は、既に試験依頼の手続きを行っている車両について、試験を行う必要が無くなったときは、速やかに試験依頼書の控に「取消」と記載して受付に提出して下さい。

第1-1 試験結果成績表の発行

1. 試験結果成績表は、輸入者名で、改造等の場合は試験依頼者名で発行し、試験依頼者にお渡しします。ただし、試験結果成績表は、規制値に適合したものに試験実施日の翌営業日以降に発行します。
2. 試験の結果、不合格又は不適合になった車両の試験結果成績表の発行を希望される場合は、受付に申し出て下さい。ただし、不適合の試験結果成績表が発行された場合は、再試験を受けることができなくなります。

第1-2 同一型式車の試験結果成績表発行依頼手続

当協会において排出ガス試験に合格した車両と、輸入者名・車名・型式・装置及び車両諸元が同一の車両（以下「同一型式車」という。）に係る試験結果成績表発行依頼（以下「発行依頼」という。）手続き方法は、次の通りです

- (1) 発行依頼書の受付は、試験実施検査所で行います。（郵送でも取扱います。）
受付時間は、月曜日～金曜日（祝祭日を除く）の9時～12時・13時～17時です。
- (2) 発行依頼時に必要な書類
 - ① 発行依頼書：別記各様式（依頼項目により異なる。必要事項を記入、押印し提出）
 - ② 発行依頼に係る自動車通関証明書（原本）（提示：確認後返戻します。）
（注）発行依頼書の「車両諸元表」欄は、記入漏れ及び誤記の無いように注意して下さい。
- (3) 発行手数料
 - ① 発行手数料及び消費税（以下「発行手数料等」という。）は、別途定める「排出ガス試験及び騒音試験等手数料について」の通りです。
 - ② 発行手数料等の納入は、発行日の前に第3に掲げる受験検査所の銀行口座に振り込んで下さい。
※発行依頼名義人と振り込み名義人が異なる場合は、必ず振り込み時に受付に連絡して下さい。
 - ③ その他については、第3の規定に準拠して行います。

第1-3 試験車両の管理等

試験車両搬入出の際には試験車両のキズや凹み等を両者立会の上確認して頂きます。立会による確認が困難な場合、及び試験時における不明な損傷等について当協会では賠償責任等を負いかねますので予めご了承下さい。

また、試験車両が試験作業時において作業が行い易い様予めご配慮いただき、不要なものや試験中試験車両に損傷を与えかねないものは予め取り外して頂きます様ご協力をお願い致します。

第1-4 その他の注意事項

- (1) 試験日当日は試験依頼書の控をお持ち下さい。
- (2) 試験車両の不具合時における調整及び不適合車両の再試験取扱いについては、実施試験の種類に応じ、別途定めるところにより実施致します。
- (3) 「自動車排出ガス等試験自動車諸元表」は、記入漏れ及び誤記の無いよう注意して下さい。
- (4) 次の場合、当協会は損害賠償等の責任は負いかねますので予めご了承下さい。
 - (イ) 天災その他の不可抗力により試験車両等物件に損害が生じたとき
 - (ロ) 適正な管理を行ったにもかかわらず、受託した試験車両等物件にやむを得ない損傷が生じたとき
 - (ハ) 当会の試験成績表が不正に使用されたとき
- (二) 書類が郵送（宅配）等の途中において紛失したとき

第1-5 試験成績表の取扱いについて

- (1) 原則として試験終了後は諸元訂正を行いません。ただし、試験の結果に影響を及ぼさない訂正を行う場合は訂正が可能です。訂正項目によっては再試験が必要となり、新たに費用が発生する

場合があります。

- (2) 既に発行されている試験成績表は、原則として再発行を行いません。ただし、紛失等の事由により再発行を行う場合は、別に定めます。また、公的な紛失証明書の原本を提示確認のうえ写しを提出頂きます。なお後日、紛失した試験成績表が発見された場合は、当協会に返却して頂きます
- (3) 並行輸入車同型発行時に諸元訂正を行う場合は、試験成績書原本の返却が必要となります。

排出ガス試験の実施は技術基準、審査事務規程別添試験規程（TRIAS）（以下「技術基準等」という。）に基づき実施します。

検査所に持ち込む前に、次に掲げる事項について確認し、対策を行って下さい。

1. タイヤについて

(1) タイヤ・サイズ

車両製作者の指定するタイヤ・サイズ（諸元表に記載したタイヤ・サイズ）のタイヤが装着されていること

(2) タイヤの状態

- ① 摩耗してスリップが発生し易いものでないこと
- ② 破損していないこと
- ③ タイヤ空気圧は、車両製作者の規定する標準空気圧の状態であること（諸元表記載事項）
- ④ タイヤの表面に水・油等スリップの原因となるものが付着していないこと

2. 燃料について

- ① 排出ガス試験時の燃料は、国内で販売されている標準燃料であること
- ② 排出ガス試験時の燃料の量は、燃料タンク規定容量（全量）の50%以上～80%以下の量が注入されていること。※：二輪車WMTcは、90%以上とする
- ③ Nox・PM法で受験する場合に限り、当協会で準備した燃料を使用します。

3. 点検・整備について

- ① 試験車両は、点検・整備が実施されていること
- ② エンジンその他の装置には、冷却水、潤滑油、油脂等が定量を充たしていること
- ③ 排気系（エンジン燃焼室から排気管、消音器を含む排気口まで）について
 - 1) 排気系に排気ガスの漏れが無いこと
 - 2) 消音器に設けられた水抜き等は、排気ガスが漏れないように確実に塞がれていること
 - 3) エンジンと排気管、排気管と消音器その他の接合部は、排気ガスが漏れていない状態にあること

4. アイドリングについて

エンジンのアイドル調整（アイドル回転速度等）は、車両製作者の定める方法で行われており、正常な状態であること

5. 側車付二輪車について

側車付二輪車については、前記までの規定によるほか、次の事項に留意して下さい。

- ① 試験依頼書（車両諸元）の車両種別欄の記載は「小型二輪自動車（側車付）」とします。
- ② 「車両重量」は、側車付の状態での測定した重量とします。
- ③ 「側車付」の写真その他参考になる資料を添付してください。
- ④ 側車が外せる構造の車両は側車を外した状態で検査所に搬入してください。

6. その他

車両構造・装置が特殊な場合（例：排気管の状態が特殊なため排出ガス分析装置に接続できない場合等）には、試験実施予定日に試験を実施することができない場合がありますので受付時にご相談ください。

加速走行騒音試験の注意事項

H27.3.1

一般財団法人 日本車両検査協会

1. 加速走行騒音試験(以下「騒音試験」という。)の業務及び受付は、一般財団法人 日本車両検査協会 東京検査所(二輪、四輪)、大阪検査所(二輪、四輪)にて行います。
2. 騒音試験ご依頼における必要書類は、並行輸入車については「依頼書」「自動車通関証原本提示」「諸元表」「試験手数料」が必要となり、改造車については「依頼書」「車検証もしくは完成検査証の写し」「諸元表」「試験手数料」が必要となります。各事業所にて必要書類を用意しておりますので、ご希望の事業所にてご確認ください。なお、諸元表については原則、試験実施後の訂正が行えません。記入漏れ、誤記には十分注意してご記入下さい。
3. 騒音試験の実施についてはテストコースを借用して行うため、申請者の都合によるキャンセルや延期等については、実施予定日の7日前までをお願いいたします。また、騒音試験の実施には天候により行えない場合があります(試験条件は乾燥路面で、風速5 m/s以下となっております。)、この場合には次回の予定日を改めて選定いたしますので予めご了承下さい。なお、テストコース内では、路面や敷地内のものの取扱いには十分注意していただきます様ご協力をお願いいたします。
4. 騒音試験実施場所については下記のテストコースを借用して行います。

東京検査所にて騒音試験を行う場合

(独) 産業技術総合研究所 テストコース

所在地 : 茨城県つくば市大字寺具字柏山1497-1

(予備テストコース)

(独) 交通安全環境研究所 テストコース

所在地 : 埼玉県熊谷市大字上之字諏訪木2959-22 (自動車試験場第二地区)

大阪検査所にて騒音試験を行う場合

泉大津フェニックス内

所在地 : 大阪府泉大津市夕風町4

(予備テストコース)

舞洲スポーツアイランド

所在地 : 大阪府此花区北港緑地2-2-15

5. 騒音試験実施予定日は2. の申請受付後に決定いたします。事前の試験自動車の点検・整備については確実に行っていただき、当日は予定時間厳守で試験自動車をテストコースに搬入とし、試験終了後は速やかに搬出をお願いいたします。(試験自動車の搬入、搬出に掛かる費用については、申請者負担となりますので予めご了承下さい。)

なお、協会指定以外のテストコースにて騒音試験をご希望される場合には、試験料金以外に別途経費が必要となりますので、これらの場合は事前にご希望される事業所にご相談いただきます様よろしくお願いいたします。

6. 騒音試験実施には試験依頼者又は整備担当者の立会をお願いいたします。なお、騒音試験の結果が不合格となった場合、再試験はありません。再度騒音試験を受験する場合は、改めて依頼書を含む必要書類の提出、試験手数料等の納入が必要です。

7. 騒音試験実施時における試験自動車への測定機器類の取り付けについては試験依頼者側と協会側の担当者双方確認の上行ってください(試験実施に伴う試験自動車へのキズ等については当協会は一切補償をいたしません。)。試験車両重量については原則、車両総重量となります。積載量の多い試験自動車については予め重量が分かる様ウエイトを載せていただく場合があります。

なお、消音器の構造については、騒音低減機構を簡単に取り外すことが出来るものについては騒音試験が行えません。消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法(溶接、リベット等)により結合されていることをご確認いただき騒音試験にお持込みください(消音器を自動車等に固定するためのネジ止めやボルト止めについてはこの限りではありません。)

大阪検査所にて四輪の騒音試験をご希望の場合、テストコース場にリフト等の設備が無いため、試験実施結果適合時は大阪検査所にて写真撮りを行いますのでご注意ください。

東京検査所にて四輪の騒音試験をご希望の場合、特殊な試験自動車ですと写真撮りがテストコース場で行えない場合がありますので騒音試験ご依頼時に事前にご確認いただきますようご協力をお願いいたします。

8. 騒音試験時の天候により試験実施が困難な場合は新たに試験予定日を選定いたします。なお、次の場合には1回のみ騒音試験の延期を認めるものといたします。これらの場合には別紙にて内容をご説明いただく場合があります。

(ア)試験実施予定自動車が事故または故障により受験が困難になったとき。

(イ)試験依頼者が海外出張等により不在になるとき及び病氣、怪我等の理由で受験が困難なとき。

9. 騒音試験実施結果が基準に適合している場合、加速走行騒音試験結果成績表を発行いたします。(発行には数日から1週間程掛かります。予めご了承下さい。)

10. 騒音防止性能確認標章については、試験依頼者の求めに応じ、有料にて発行いたします。

発行をご希望の方は騒音試験依頼時にお申し出下さい。

11. 試験手数料については、試験実施日の5日前までにご入金を確認出来るようお支払い下さい、ご入金を確認出来ない場合、試験の実施が行えませんので余裕をもってお願いいたします。